

令和8年度日本大学交換留学生募集要項

(2025年12月1日)

1 本学交換留学制度の目的と求める人物像

① 本学交換留学制度の目的

本学は、大学間協定に基づき、海外の大学と学生を交換し互いの大学で学ぶ機会を提供するとともに、両大学の交流を深め双方の発展に寄与することを目的として、交換留学制度を実施しています。

② 本学交換留学生に求める人物像

本学は、交換留学生が「日本大学教育憲章」、「日本大学の目的および使命」を体現するフロントランナーであることを求めています。

日本大学教育憲章 http://www.nihon-u.ac.jp/education_strategy/charter/about/
日本大学の目的および使命

http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/principles/mission/

また本学は、交換留学生に次の5点を期待しています。

- (1) 原則として1年間、協定先大学等の授業を履修し、語学力を高めるとともに知識、教養を深め、専門知識を修得する。
- (2) 多様な価値観を持つ人々との交流を通じて、コミュニケーション力を身に付ける。
- (3) 交換留学を通じて、自らの進路に寄与する目標設定を行う。
- (4) 本学の代表として、相手先大学に貢献できる事柄を自らが設定し実践する。
- (5) 留学を志す在学生に対して自身の経験を伝えることにより、次世代育成と交換留学制度の更なる発展に貢献する。

2 出願資格

次の各項の全てを満たす者

- ① 本学の正規課程に在籍する学業成績優秀な学生で、留学期間中も本学に在籍している学生であること
- ② 本学入学時からの累積のGPAが2.0以上であること
- ③ 希望する派遣先大学が定める出願要件（語学、GPA、学問分野その他）を満たしていること

ただし、希望する派遣先大学が定める語学要件を満たしていない場合でも、英語圏交換留学、韓国交換留学（英語受験・韓国語受験）については、語学検定試験で以下の条件を満たした場合は、出願を認める。

- (1) 英語圏交換留学、韓国交換留学（英語受験）

TOEFL iBT[®]61点以上、TOEFL ITP[®]500点以上またはIELTS[®]5.5以上かつ全てのセクション5.5以上

上記に加え当面の間、Duolingo English Test[®]95点以上または実用英語技能検定（英検）[®]準1級以上（※2025年9月17日、追記）

(2) 韓国交換留学（韓国語受験）

TOPIK[®] 3 級以上，ハングル能力検定[®] 準 2 級以上または KLAT[®] 3 級以上

【注意事項】

※語学検定試験結果は，2024 年 4 月以降に受験した試験で取得したものに限り認めます。なお，語学検定試験結果を有効と認める受験時期について，派遣先大学が別に定めている場合があります（例：「2024 年 9 月以降に受験した試験で取得したものに限り認める」）。大学ホームページ「留学・国際交流」の各交換留学ウェブサイトに掲載する「派遣先大学概要」を確認してください。

※TOEFL iBT[®]の「My Best Score」を利用した出願は，認めません。

※TOEFL ITP[®]は本学で実施したものに限り，認めます。

※IELTS[®]はアカデミック・モジュールに限り，認めます。

~~※IELTS[®]の「IELTS One Skill Retake」を利用した出願は，認めません。~~（※2025 年 9 月 19 日，削除）

3 募集プログラム

派遣先大学および募集人数は 2025 年 8 月以降，以下のウェブサイトで順次更新します。
(プログラム区分)

英語圏交換留学・韓国交換留学（英語受験）

http://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/english/

韓国交換留学（韓国語受験）

http://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/korea/

中国語圏交換留学

http://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/chinese/

ドイツ交換留学

http://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/german/

フランス交換留学

https://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/france/

4 出願期間および出願方法等

① 出願期間

英語圏・韓国	2025年10月7日(火)～2025年10月23日(木)正午(必着)
中国語圏・ドイツ ・フランス	2025年12月16日(火)～2026年 <u>1月14日(水)</u> (必着)

(※2025年12月1日変更)

※通信教育部の学生は、通信教育部内での選考を事前に受ける必要があります。このため、通信教育部の学生が国際化推進室に直接出願することはできません。また、通信教育部内の出願締切日は上記の出願締切日よりも前に設定されます。詳細は、通信教育部教務課に確認してください。

※大学院生の交換留学については、個別に説明・確認すべき事項があります。このため交換留学を希望する大学院生は、検討段階を含め、できるだけ早期に必ず国際化推進室までご連絡の上、個別の説明等を受けてください。(※2025年8月7日 追記)

② 出願方法

「Web エントリー」および「郵送」による出願の両方を、必ず出願期間中に行うこと。

指定書式のダウンロードと Web エントリーの送信は、以下のウェブサイトから行ってください。

https://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/online/

※出願期間終了後に届いた提出書類等は受理しませんので、十分余裕をもって Web エントリー及び郵送をすること。

※国際化推進室に来室しての直接の提出は、受理しません。

※書類未着等の責任は負いかねますので、郵送に際しては必ず簡易書留郵便、一般書留郵便またはレターパックプラス（対面で配達される赤色のレターパック）により送付してください。

※電話・電子メール等による出願書類の到着確認依頼については対応しません。日本郵便の「郵便追跡サービス」でご確認ください。

※郵送先

〒102-8275 東京都千代田区九段南 4-8-24

日本大学国際化推進室（交換留学担当）

③ 他プログラムとの併願について

(1) 本部主催交換留学と、学部主催プログラムなど本部主催交換留学と同時期に行われる学内外の他のプログラムとの併願はできません。ただし、本部主催英語圏交換留学と本部主催派遣留学の併願は可能です。

(2) 本部主催交換留学について、同一期日に選考試験を行うため以下の併願はできません。

- ・英語圏交換留学と韓国交換留学（韓国語受験）の重複出願

- ・韓国交換留学（英語受験）と韓国交換留学（韓国語受験）の重複出願
- ・中国語圏交換留学，ドイツ交換留学，フランス交換留学のいずれかの重複出願

(3) いずれかの交換留学生候補者として選出された場合，他の交換留学プログラムに出願することはできません。

④ 希望大学の選択について

派遣先大学によって，出願要件（対象となる学生，語学検定試験成績，学業成績，学問分野等）は，異なります。大学ホームページ「留学・国際交流」の各交換留学ウェブサイトに掲載する「派遣先大学概要」を確認し，出願要件を満たす派遣先大学の中から希望する大学を選んで出願してください。

ただし，学内選考の結果，希望順位の低い大学への交換留学生候補者として決定する可能性もあるため，よく考えたうえで希望大学を選定してください。出願締切り後の希望大学の変更・希望順位の変更は一切認めません。

⑤ 英語圏交換留学および韓国交換留学（英語・韓国語受験）における再応募について

英語圏交換留学および韓国交換留学（英語・韓国語受験）において，1ページ「2 出願資格」の③希望する派遣先大学が定める出願要件の語学要件を満たしていない場合であっても，「2 出願資格 ③」のただし書き以下に示す英語または韓国語の条件を満たした場合は，当該大学を希望することはできませんが，「再応募のみ希望」とすることで出願可能です。

この場合の出願方法の詳細については，国際化推進室まで個別にお問合せください。

⑥ 辞退について

原則として辞退は認められません。選考試験を通過し交換留学生候補者に選出された後は，本学が正当と認める理由以外での辞退はできません。安易な気持ちで出願するのは避け，事前に十分な情報を収集し，留学に必要な準備や費用，リスクをしっかりと理解したうえで出願するようにしてください。また，出願に迷いがある方や費用負担に不安がある方は，出願しないようにしてください。

出願書類送付後，選考試験実施前までに辞退を希望する場合は，必ず国際化推進室に申し出てください。

5 出願書類

指定書式のダウンロードは、以下のウェブサイトから行ってください。

https://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/online/

① Web エントリーで送信する書類

※Web エントリー時に、NU-MailG のアカウントが必要です。

(1) 氏名等の基本情報

(2) 希望派遣先大学入力票（指定書式あり）

※英語圏交換留学・韓国交換留学（英語受験）出願者および韓国交換留学（韓国語受験）出願者のみ提出

※中国語圏交換留学，ドイツ交換留学およびフランス交換留学出願者については，Web エントリーで希望派遣先大学を入力します。

(3) 課題レポート（外国語）（指定書式あり）

(4) エントリーシート（指定書式あり）

② 郵送で提出する書類

(1) 郵送提出書類チェックリスト（指定書式あり）

(2) 日本大学交換留学生・派遣留学生申込書（指定書式あり）

(3) Web エントリー完了通知メールを印刷した文書（A4 用紙縦）

※エントリー内容がすべて印刷されていること

(4) 成績証明書（2025 年度前期までの成績および GPA が記載されているもの）

※「成績表」や「成績通知書」ではないことに注意すること。

※大学院各課程（修士，博士前期，博士後期，博士，専門職学位）の1年生は，前学歴の成績証明書も併せて提出のこと。

※編入学者・転部者は，編入・転部以前に所属していた高等教育機関の成績証明書も併せて提出すること。

(5) 語学検定試験結果の写し

※2024 年 4 月以降に受験した語学検定試験で取得したものに限り認めます。なお，語学検定試験結果を有効と認める受験時期について，派遣先大学が別に定めている場合があります（例：「2024 年 9 月以降に受験した試験で取得したものに限り認める」）。大学ホームページ「留学・国際交流」の各交換留学ウェブサイトに掲載する「派遣先大学概要」を確認してください。

A 【英語圏交換留学・韓国交換留学（英語受験）】

- ・希望派遣先大学の語学要件を満たす語学検定試験結果の証明（コピー）または TOEFL iBT[®]61 点以上， TOEFL ITP[®]500 点以上または IELTS[®]5.5 以上かつ全てのセクション 5.5 以上の証明（コピー）。

上記に加え当面の間，Duolingo English Test[®]95 点以上または実用英語技能検定（英検）[®]準 1 級以上の証明（コピー）（※2025 年 9 月 17 日，追記）

※TOEFL iBT[®]の「My Best Score」を利用した出願は，認めません。

※TOEFL ITP[®]は本学が実施したものに限り，認めます。

※IELTS[®]はアカデミック・モジュールに限り、認めます。

~~※IELTS[®]の「IELTS One Skill Retake」を利用した出願は、認めません。（※2025年9月19日、削除）~~

B【韓国交換留学（韓国語受験）】

- ・希望派遣先大学の語学要件を満たす語学検定試験結果の証明（コピー）または TOPIK[®] 3級以上、ハングル能力検定[®]準2級以上もしくは KLAT 3級[®]以上の証明（コピー）。

C【中国語圏交換留学】

- ・希望派遣先大学の語学要件を満たす語学検定試験結果の証明（コピー）

D【ドイツ交換留学】

- ・希望派遣先大学の語学要件を満たす語学検定試験結果の証明（コピー）

E【フランス交換留学】

- ・希望派遣先大学の語学要件を満たす各種語学検定試験結果の証明（コピー）

(6) 確認事項書（指定書式あり）

(7) 健康状態申告書（指定書式あり）

※約1年間（2学期間）外国において学修・生活する交換留学に参加するにあたり、交換留学中の健康を最大限担保するため健康上特記すべき事項について指定書式により提出してください。

※交換留学参加にあたり健康上特記すべき事項には、治療中の疾患、経過観察中の疾患、交換留学参加について出願者が不安と感じる症状および過去10年以内における通院歴を含みます。

※治療中の疾患、経過観察中の疾患および交換留学参加について出願者が不安と感じる症状がある場合は、主治医/かかりつけ医等の診断を受け、現時点では交換留学プログラム（2026年夏～2027年夏）への参加が可能な健康状態であるか否かについて判断を仰ぎ了承を得てください。

※治療中の疾患、経過観察中の疾患および交換留学参加について出願者が不安と感じる症状がある場合は、交換留学派遣前に「留学は可能であると診断する」と明記した診断書を提出していただきます。また、主治医による英文紹介状や処方薬持参についての薬剤所持証明書等など他の必要事項があります。詳細は国際化推進室から指示します。

※出願時に健康上特記すべき事項が特にない場合であっても、交換留学プログラム派遣前・派遣中に健康上の不安や問題が生じた場合や、派遣・派遣継続にあたり医療機関・専門家の判断が必要と大学が判断した場合は、医療機関への相談・通院や追加の書類（診断書等）の提出が求められます。

※提出いただいた健康状態申告書は極めて高度な個人情報ですので、本学内で法令に従い適正な取扱いを行います。また、プログラム終了後も、本学が責任をもって適正に処理します。

(8) 誓約書（指定書式あり）

※「誓約書」は、法的拘束力を有します。

※全てのページを提出すること。

※出願に先立ち、出願希望者は、保証人に誓約書の精読を求め、保証人が出願者の本研修への参加に関して承諾したことを示す保証人自署及び保証人捺印を得てください。

※「誓約書」は、当室への提出に先立ち、複写を作成し、出願者・保証人が複写を控えとして保管してください。（※2025年9月17日、記述変更）

(9) 2025年度後学期の履修登録科目およびその曜日・時限が確認できる資料

※学部により時間割・授業時間割照会・時間割表・学生時間割表など呼び方は異なりますが、学部等のポータルなどから出力・印刷の上、提出してください。

※手書きのものやパソコンなどで自作したものは、提出できません。

※2025年度後学期に休学している方は、氏名・休学期間を記載したメモ（A4縦）を提出してください。

(10) 学生証（顔写真のある面）の写し（A4用紙縦の中央付近に学生証を原寸大でコピーしたもの）

(11) パスポート（顔写真のページ）の写し（A4用紙縦の中央付近にパスポートを原寸大でコピーしたもの）

※複数の国籍を有する場合は、全ての国籍のパスポートの写しを提出してください。

※パスポートを所持していない場合は、有している全ての国籍および氏名を記載したメモ（A4用紙縦）を提出してください。

(12) 課題レポート（日本語）（指定書式あり）

(13) 必要に応じて追加の書類提出を求める場合があります。その場合は指示に従ってください。

6 交換留学の留意点

① 誓約事項の遵守について

出願者と保証人には、「誓約書」において誓約した事項について、遵守していただきます。誓約事項は極めて重要です。全項目を保証人とともに精読の上、誓約できる場合にのみ、出願してください。（※2025年9月17日、記述変更）

② 留学の中止等について

テロ、感染症およびウクライナ情勢を含むその他の世界情勢等により、本学が正常な交換留学の実施あるいは留学先での安全確保が困難であると判断した場合は、留学開始前のいかなる時点においても留学を中止する可能性があります。留学開始後に同様の恐れが発生した場合は、留学を中止し、帰国要請および命令を出し、速やかに帰国させる場合があります。

また、誓約書で誓約した事項が遵守されない場合、派遣先大学での履修・生活状況が交換留学生としての基準を満たさない場合、あるいはその状況が予見できると本学が判断した場合は、留学中止または途中帰国の措置をとることとなります。帰国の場合、可能な限り最短の日数で当該要請および命令に従い帰国することが義務づけられます。これら留学の中止、延期および留学中止等による帰国等に伴い発生する（した）経費は全て学生・保証人の自己負担となります。

以上のような留学の中止等について、十分理解したうえで出願してください。

なお、交換留学生候補者選出後に本プログラムが中止になり、翌年度以降の留学を希望する場合には、再度選考試験の受験が求められます。

③ 学内選考の位置づけおよび交換留学生の決定について

学内選考では、日本大学から派遣先大学に推薦する「交換留学生候補者」を選出することが目的であり、受入可否の最終判断は派遣先大学に委ねられます。このため、学内選考による交換留学生候補者選出は留学確定ではないこと（派遣先大学が受入を認めない場合があること）を理解の上、出願してください。

交換留学生候補者は派遣先大学への交換留学申請手続きを行った後、派遣先大学からの受入れ許可通知をもって正式に交換留学生に決定します。

なお、派遣先大学が受入れを認めない場合、それまでにかかった費用は学生・保証人の自己負担となります。

【派遣先大学が受入れを認めない場合の例】

- ・ 交換留学申請時まで本学での学業成績（GPA）が派遣先大学の要求する GPA を下回った場合
- ・ 派遣先大学が求める語学要件が選考試験後に上昇したことにより、基準を満たさなくなった場合
- ・ 派遣先大学（学部）に関連する科目を本学で受講していない場合
- ・ 派遣先大学が受入れの要件としているワクチンの接種を希望しない場合 等

④ 派遣先大学での履修について

特定の学部・研究科に所属する場合と、特定の学部・研究科には所属せず学部・研究科を跨いで履修が可能な場合があります。「派遣先大学概要」を参照の上、設置学部や科目一覧等は各派遣先大学のホームページで確認してください。

交換留学生の派遣先大学における学部・研究科の受入れ可否および科目の受講可否の最終決定権は、派遣先大学にあります。交換留学生が希望する学部・研究科および科目について、受入れまたは受講が認められないことがある旨、予めご承知おきください。

派遣先大学によっては、交換留学生に対する履修制限がある分野・科目が設定されている場合があります。交換留学生としての制限がない場合でも、履修条件を満たしていない、定員に余裕がない等の理由で、希望する科目の履修が認められない可能性もありますので、常に幅広い選択肢を用意しておいてください。

また、「派遣先大学概要」記載の語学要件を満たしている場合でも、協定校により正規課程を受講するには語学力が不十分と判断され、語学授業の受講が求められる場合があります。語学授業で修得した単位を本学で単位認定できるかどうかは、所属学部・研究科の教務課等で確認してください。

⑤ 派遣先大学で修得した単位の認定および卒業・修了時期について

「派遣先大学で修得した単位が認定されるかどうか」など帰国後の単位認定に関する取扱いは、各学部・研究科により異なります。

派遣先大学で修得した単位を本学の単位として認定する場合の基本的な考え方は、派遣先大学で修得した科目の内容・時間数等が、本学の在籍学科・専攻の授業科目と同様と判断される場合、当該科目を修得したものとみなし単位を付与するというものです。

このため、派遣先大学で修得した単位は、所属学部・研究科での所定の手続き・審査を経ることで本学の単位として認定される可能性があります。必ずしも認定されるわけではありません。所定の修業年限で卒業・修了できる保証はありませんので、事前に所属学部・研究科の教務課等とよく相談・確認し、誤解のないよう注意してください。

⑥ 最終学年での留学及び留学前後の履修について

交換留学中に本学を卒業・修了することはできません。

また、留学前後の学期における履修についても、以下の点に十分ご注意ください。

- ・卒業研究・卒業論文の履修要件や提出時期
- ・必修科目の履修可否や開講時期
- ・通年科目の履修可否
- ・ゼミ（演習）等の選考試験との日程重複
- ・その他、学部・研究科に固有の要件

これらの条件によっては、交換留学への参加が卒業要件の充足、卒業・修了時期及び進級等に影響を及ぼす可能性があります。事前に、指導教員および所属学部・研究科の教務課と十分に相談・確認のうえで、出願してください。

⑦ 交換留学中の修学について

「本学交換留学制度の目的と求める人物像」を十分承諾し、交換留学中はその目的を達成するよう交換留学生としての学業に専念することが求められます。このため、就職活動や趣味その他の活動は、交換留学生としての学業に支障を及ぼさない範囲でのみ行うこととなります。以上の点を遵守することができる場合のみ、出願してください。

⑧ 交換留学の就職活動への影響について

交換留学の就職活動への影響は、留学する年度や年次、在籍学部等によっても異なります。早い段階で所属学部の就職指導課等へ相談に行くことをお勧めします。

⑨ 出発・帰国時期

出発・帰国時期は、派遣先大学での受入れ期間に基づき本学が決定します。出発にあたり、現地到着は原則として派遣先大学のオリエンテーション実施日から3日以内となります。帰国については、査証（ビザ）の有効期限にかかわらず、交換留学の全カリキュラムが終了した後7日以内に必ず日本に帰国しなければなりません。以上の出発・帰国時期について同意したうえで、出願してください。

⑩ 安全管理について

留学期間中には、自然災害（悪天候・地震・津波等）、治安悪化（戦争・紛争・テロ・暴動等）、事件（犯罪・誘拐・行方不明等）、事故（交通事故・火災等）および傷病（感染

症・精神疾患等)などのリスクがあります。こうしたリスクに対しては、「自分の身は自分で守る」を基本原則として対応する必要があります。

このため、留学中は外務省(現地在外公館を含む)、渡航先行政機関および派遣先大学などが発出する情報等を常に受信するように努めつつ、その他の手段も活用して情報を収集し、リスクに対する対応策を計画・準備し自分自身で安全管理を行ってください。また、定期的に本学へ留学状況を報告していただきます。

感染症の状況や世界各国各地域での社会秩序の変容等により、安否確認などの頻繁な情報交換や留学中止などの緊急連絡を行う可能性があります。したがって、留学中は常に発着信できるスマートフォン等およびPC等の端末を持参してください。

この他、安全管理上、留学期間中は以下のことが求められます。

- ・原動機付き自走車両の運転は行わないこと(※2025年9月17日、記述変更)
- ・危険なスポーツ(スカイダイビング、バンジージャンプ等)は行わないこと
- ・派遣先大学のある都市を離れる場合は、国際化推進室が定める手続きにより事前に報告または許可申請を行うこと。許可が必要な場合は、旅行等の手配は許可を受けた後に行うこと

以上の点を了承の上、出願してください。

⑪ 交換留学で発生する主な費用

交換留学で発生する費用は、為替レート変動・物価高騰等により高騰する可能性があります。このため、十分なゆとりをもって交換留学に関する費用の準備をしてください。出願者は、費用高騰の可能性があることを含め、参加費用支弁者による了承を必ず得てから、出願してください。(※2025年9月17日、記述変更)

(1) 授業料

留学期間中の本学所属学部・研究科の授業料は、留学在籍料として定められた額を納付するのみとなります。また、派遣先大学の授業料は、協定に基づき全額免除されます(ただし、語学授業などについては、授業料が一部有料の場合があります。この場合、当該授業料は、学生・保証人の自己負担となります。)(※2025年9月17日、記述追加)。

(2) 安全管理費用

交換留学を安全に実施するため、本学指定の海外旅行保険(2025年度実績:25~30万円程度。期間や保障内容による。)および危機管理サポートサービス(2025年度実績:2万円程度)に必ず加入していただきます。海外旅行保険加入にあたり、本学が指定するオプションへの加入も義務付けられます。海外旅行保険とは別に、派遣先の大学や国から指定する現地保険への加入を義務付けられた場合は、当該現地保険にも加入することが必要です。これらの費用は全て学生・保証人の自己負担となります。

また、渡航期間中緊急の連絡を取ることができる手段(スマートフォン等およびPC等の端末)の所持を義務付けておりますが、このための費用も学生・保証人の自己負担となります。

(3) 現地で発生する費用

交換留学期間中は、派遣先大学の授業料を除く現地で発生する費用(宿舍費、食費、実習費用、施設使用料、学生団体登録料、保険費用、教材費、通信費、その他生活費(交際費を

含む)等)は全て、学生・保証人の自己負担となります。ただし、語学授業などについては、授業料が一部有料の場合があります。この場合、当該語学授業等の授業料は、学生・保証人の自己負担となります。

現地で発生する費用の目安は「派遣先大学概要」に記載していますが、状況により実際の費用がさらに高額になる可能性があります。現地で発生する費用の詳細は、各派遣先大学や現地行政機関留学支援窓口等のホームページなどにより必ず確認してください。

(※2025年9月17日、記述変更)

(4) 渡航・帰国関係費用

留学先へ渡航・帰国のための航空券代および査証(ビザ)、健康診断書、成績証明書、銀行残高証明書等の申請費用、その他の費用等は全て学生・保証人の自己負担となります。

本プログラムでは留学中の安全管理の観点から、留学期間中有効で帰国日の変更が可能な航空券を購入していただきます(2025年度実績:アメリカ・カナダ30~40万円程度、韓国・台湾10万円程度、ドイツ・スウェーデン30万円程度)。いわゆる格安航空券は利用できません。航空券の手配は、本学が認めた渡航計画に基づき本学指定の旅行代理店が行いますので、個人で手配を行うことはできません。

※本学から交換留学生に支給する奨学金

交換留学生には、成田空港または羽田空港から派遣先大学の最寄りの空港までのエコノミークラス往復航空運賃相当額の一部を補助すべく、奨学金を支給します。

奨学金額は、下記A・B・Cの地域区分によります。

A区分(北米・欧州地域):10万円

B区分(A区分およびC区分を除いた地域):7万円

C区分(アジア地域):5万円

※金額は本学の決定に基づき、変更される可能性があります(上記金額は2025年度参考)。

⑫ 留学手続きについて

交換留学生候補者に選出された後の手続き(派遣先大学への出願、履修登録、住居の手配、パスポートおよび査証(ビザ)の取得等)は、各学生の責任の下、自己責任および自己負担となります。これらの手続きについては本学が代行するものではないことおよび査証(ビザ)等の取得等を保証するものでないことを十分に理解したうえで出願してください。

⑬ 報告書および今後の募集活動協力について

交換留学終了時に、報告書および派遣先大学の成績証明書を提出していただきます。

また、今後の交換・派遣留学生募集活動に経験者として協力することが必須となりますので、ご承知おきください。

7 選考試験

※試験に関する詳細は、出願締切り後に NU-MailG のメールアドレスに通知します。

① 期 日

英語圏・韓国	2025年11月8日(土) (予備日:2025年11月15日(土))
中国語圏・ドイツ・フランス	2026年1月24日(土) (予備日:2026年2月7日(土))

※予備日は、悪天候等により交通機関が大幅に運休する場合などに備え設定しているものであり、個人の体調不良等に応じるものではありません。試験を予備日に実施する場合は、電子メールにより通知します。

② 場 所

日本大学会館(市ヶ谷駅徒歩3分)

住所:東京都千代田区九段南4-8-24

参照:https://www.nihon-u.ac.jp/access_map/map/headquarters/

③ 試験内容

英語圏	書類審査 面接試験(英語および日本語)
韓国	書類審査 面接試験(韓国語または英語のいずれか、および日本語) ※韓国語・英語の選択は出願時に行います
中国語圏・ドイツ・フランス	書類審査 面接試験(各交換留学先言語および日本語)

※課題レポート、エントリーシート等出願時提出された書類をもとに面接試験を行います。

④ 2段階選抜

- (1) 出願者が多数となった場合等において、2段階選抜を行うことがあります。
- (2) 2段階選抜を行う場合、書類審査により第1段階選抜を行い選抜された者のみが面接試験を受験することとなります。
- (3) 2段階選抜の有無については、出願締切り後に電子メールにより通知します。
- (4) 2段階選抜を行う場合、第1段階選抜の結果は電子メールにより通知します。

⑤ 結果通知

選考試験日から1か月以内に、電子メールにより通知します。

8 交換留学生候補者事前ガイダンス

選考試験に通過した交換留学生候補者は、その後に開催される全てのガイダンスに必ず出席していただきます。

また、再応募対象者は、第1回ガイダンスに必ず出席していただきます。

① 日 時

【第1回】 2025年12月20日(土) 終日(予定)

【第2回】 2026年3月上旬 終日(予定)

【第3回】 2026年7月(予定)

② 場 所

日本大学会館(市ヶ谷駅 徒歩3分)

③ その他

ガイダンスの詳細は、選考試験結果発表後に対象者に電子メールにより通知します。

また、派遣先大学ごとに交換留学生候補者と国際化推進室担当者の面談を実施します。

9 交換留学生事後研修

留学を終え帰国した交換留学生は、事後研修に必ず参加していただきます。

① 日 時

2027年12月下旬 終日(予定)

② 場 所

日本大学会館(市ヶ谷駅 徒歩3分)

③ その他

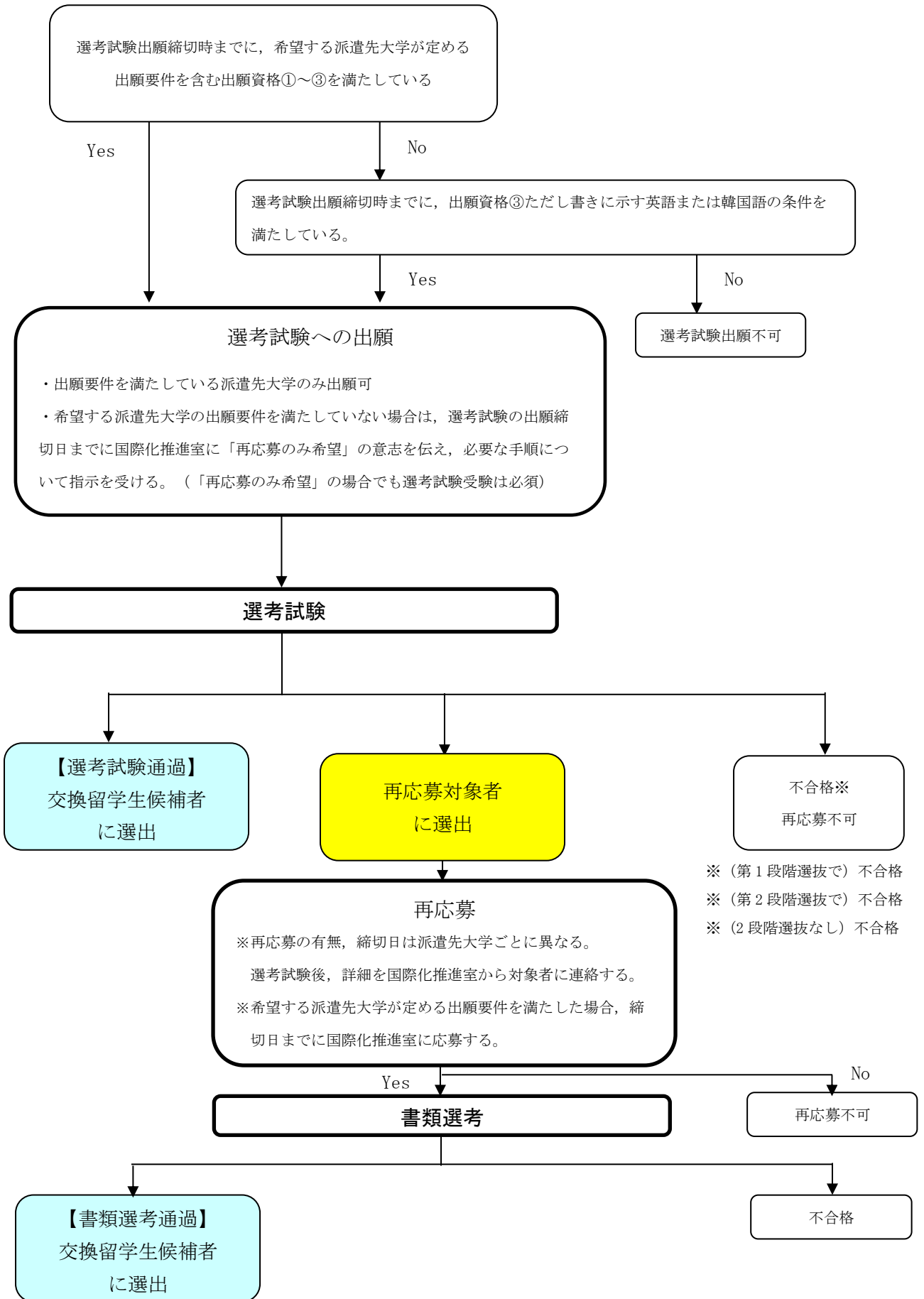
事後研修の詳細は、交換留学帰国後に電子メールにより通知します。

10 再応募

英語圏交換留学および韓国交換留学（英語・韓国語受験）については、募集定員に達しない場合等において再応募を行うことがあります。

- ① 再応募対象者は、英語圏交換留学および韓国交換留学選考試験（11月8日）を受験し交換留学生候補者に選出されなかった者の中から選出し、選考試験の結果と併せて電子メールにより通知します。
- ② 再応募時の選考は、選考試験（11月8日）の結果を基に書類選考により行います。したがって、再応募するためには、選考試験を受験しておく必要があります。また、2段階選抜を実施した場合、第1段階選抜を通過できなかった出願者は再応募することはできません。
- ③ 1ページ「2 出願資格 ③」の希望派遣先大学が定める出願要件の語学要件を満たしていない場合でも「2 出願資格 ③」のただし書き以下に示す英語または韓国語の条件を満たした場合は、「再応募のみ希望」とすることで交換留学生選考試験に出願可能です。この場合、出願時点では当該大学について希望できないものとして、選考試験を受験することになります。この場合の出願方法の詳細については、国際化推進室まで個別にお問合せください。
- ④ 再応募は、選考試験結果を踏まえて、定員の空き状況および再応募となる大学の申請締切日を考慮して設定されます。定員を充足した等の理由で再応募を実施しない場合がありますので、ご承知おきください。再応募の対象大学および再応募締切日は追って再応募対象者宛てに電子メールにより通知します。
- ⑤ 交換留学生候補者に選出された場合、再応募することはできません（一度交換留学生候補者として選出された大学を辞退することはできません）。
- ⑥ 再応募の締切時に希望派遣先大学の出願要件を満たしていない場合には、再応募することはできません。
- ⑦ 再応募対象者で再応募を希望する学生は、交換留学生候補者事前ガイダンス（12ページ「8 交換留学生候補者事前ガイダンス」を参照）に参加することが必要です。本ガイダンスに出席しない場合には、理由の如何を問わず再応募資格を失いますのでご承知おきください。
- ⑧ 再応募にあたり、語種の変更（英語⇔韓国語）は認めません。

《参考》再応募の流れ



11 個人情報の取扱い

出願時に記入・入力・提出いただいた氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス・生年月日、その他の個人情報は、事故時の対応、学生および保証人との連絡、交換留学プログラムの運営および国際化推進室が主催するその他のプログラムの運営のために利用します。それ以外の目的では使用いたしません。個人情報について、あらかじめ本人の同意を得ない限り、第三者には開示いたしません。ただし、法令に基づく場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要であると判断された場合で本人の承諾を得ることが困難な場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。

12 問合せ先

日本大学国際化推進室 交換留学係
〒102-8275 東京都千代田区九段南 4-8-24
電 話 03-5275-8116
E-mail int@nihon-u.ac.jp
<http://www.nihon-u.ac.jp/international/>

以 上